第６号様式

随意契約について

公表年月日	令和８年１１月１日
担　当　課	商工振興課

契約業者名・住所	東方地所株式会社・千葉県千葉市中央区新田町１６番１７号
工事等の名称	ジョブトレーニング等業務実施施設賃貸借
工事等の場所	松戸市本町７番地１０　ちばぎん松戸ビル８階１室
種　別	建物賃貸借
工事等期間	令和８年７月１日から令和９年３月３１日まで
契約金額	建物賃借料　月額４５７，０３３円、共益費　月額１７４，１０８円、電気料金　月額　所定の計算方法で算定した金額、敷金　４，１５４，８５０円
工事等の概要	若年無業者の職業的自立を図るために、地域若者サポートステーション事業及びジョブトレーニング等業務の実施施設として賃貸借するもの。
随意契約の理由	本事業の事業実施施設である松戸商工会議所別館は、耐震性の観点から継続使用が困難であるため、令和８年７月より新施設へ移転する必要がある。 移転先の選定に当たっては、利用者の利便性及び早期に施設を開設する必要性があること等を考慮し、以下の５点を条件として検討した。 1.　松戸駅から徒歩圏内に位置すること。 2.　セミナー実施会場である勤労会館やハローワーク松戸の近隣に位置すること。 3.　当該事業に必要なスペースを賃借できること。

	4.　令和８年７月から賃借が可能であること。 5.　令和８年７月中に開設できる設備が整っていること。 上記条件に適合する物件を調査した結果、ちばぎん松戸ビル８階１室は、立地条件、面積、入居時期及び設備環境等が本事業の条件を全て満たしており、速やかな移転及び継続的な事業実施が可能である。 以上のことから、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号及び松戸市財務規則第１３８条第１項第１号の規定を適用し、東方地所株式会社を相手方として選定し、随意契約を締結するものです。